

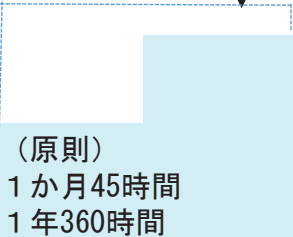
# 医師の時間外労働規制について

第8回医療従事者の需給に関する検討会 小川構成員提出資料  
 及び 第40回医師需給分科会 第169回労働条件分科会  
 令和4年1月12日 令和3年7月19日 資料1-1抜粋

## 一般則

- 【例外】
- ・年720時間
  - ・複数月平均80時間
  - (休日労働含む)
  - ・月100時間未満
  - (休日労働含む)
  - 年間6か月まで

【時間外労働の上限】



※この（原則）については医師も同様。

## 2024年4月～

- 年1,860時間／月100時間未満（例外あり）  
 ※いずれも休日労働含む
- 年1,860時間／月100時間未満（例外あり）  
 ※いずれも休日労働含む  
 ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満（例外あり）  
 ※いずれも休日労働含む

**A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準**

**連携B**  
**例水準**  
 (医療機関を指定)

**B**  
**地域医療確保暫定特**

**C-1**  
**集中的技能向上水準**  
 (医療機関を指定)

**C-2**

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用  
 ※本人がプログラムを選択  
 C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用  
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

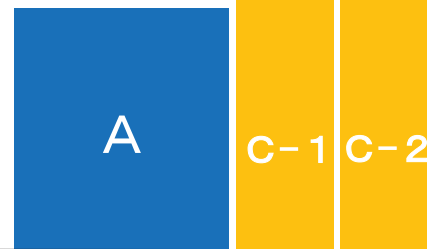
※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

## 将来

(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間（例外あり）  
 ※いずれも休日労働含む



## 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（努力義務）

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（努力義務）

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット（義務）

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【追加的健康確保措置】

# 「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」の設立

厚生労働省の公表した**医師偏在指標**において、**医師の地域偏在が改めて明らかに**

※ 医師偏在指標は、地域の医師数だけでなく、地域の医療ニーズ、人口動態等を踏まえて算定

